

## 五監公告第28号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

平成25年2月27日

五 泉 市 監 査 委 員  
柄 沢 則 夫  
平 井 敏 弘

### 1. 監査の種類

定期監査

### 2. 監査の対象課

上下水道局（下水道事業）

### 3. 監査の範囲

平成24年度の財務に関する事務の執行

### 4. 監査の実施期間

平成25年1月30日～平成25年2月26日

### 5. 監査の方法

財務に関する事務の執行が、法令等の定めるところにより適正かつ効率的に行われているかどうか、及び経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

あらかじめ監査資料の提出を求め、関係帳簿及び関係書類の調査や関係職員からの説明聴取を行うとともに、現地に出向いて調査した。

### 6. 監査の結果

監査の結果、事務処理はおおむね良好に執行されているが、一部において、不備及び改善の検討を要する事項が見受けられたので、適正な執行に努められたい。

また、監査の際に見受けられた軽微な事項については、担当者に対し指導を行い、改善又は検討を要望した。

当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を通知されたい。

指摘事項等については、以下のとおりである。

(1) 指摘事項

- ① 修繕工事(11節修繕料)及び委託業務において契約事務手続きに不備のあるものが散見された。今後、五泉市契約事務規則による適正な事務処理に努められたい。
- ② 下水道受益者負担金徴収猶予の期間が満了後、更新の手続きを行っている事務処理が見受けられた。今後、適正な事務処理に努められたい。

(2) 所見

下水道事業特別会計の健全化のためにも、市の補助金制度等の周知を図り接続率の向上に努められたい。